

第1章 基本計画の策定にあたって

● 背景・目的

計画期間:令和2年度(2020年度)~令和9年度(2027年度) 8年間

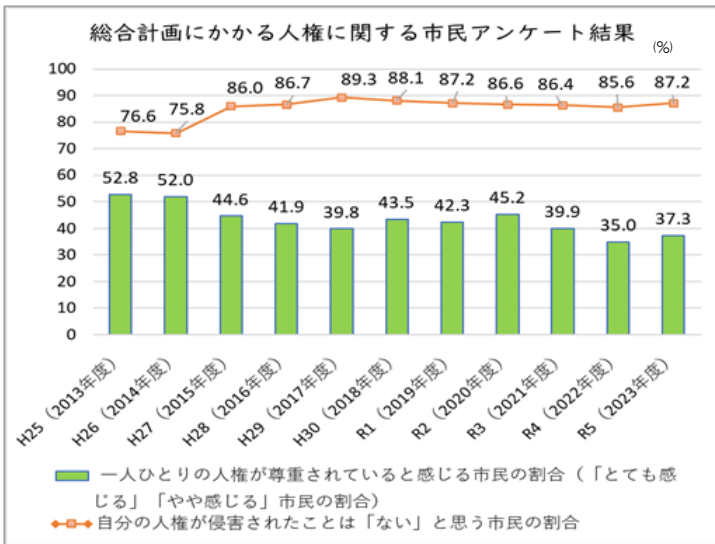
※計画の中間年にあたる令和5年度(2023年度)に見直しを実施

本市では、さまざまな人権問題に対応するため、平成21年(2009年)3月に10年間を計画期間とする第1次熊本市人権教育・啓発基本計画を、令和2年(2020年)3月に令和9年度(2027年度)までの8年間を計画期間とする第2次熊本市人権教育・啓発基本計画を策定し、人権尊重社会の実現に向けた人権教育啓発の取組を進めてきたところです。

第2次熊本市人権教育・啓発基本計画においては、社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行うこととしており、計画の策定から4年が経過し、この間、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別など新たな人権課題が浮彫りになるなど社会情勢が変化していること、人権に関する法整備がなされていること、本市の総合計画との整合性などから、令和5年度(2023年度)に中間見直しを行い、改訂版を策定しました。

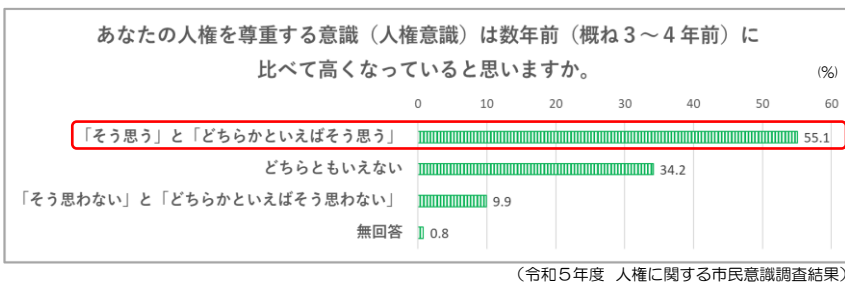
第2章 計画の検証と人権を取り巻く状況

● 検証と課題



人権を取り巻く環境の変化が市民の意識にも影響を与えており、全体的な数値の上昇は困難な状況にある。

一方で、社会の成熟化に伴い、これまで人権問題として捉えられてこなかったことが捉えられるようになったりと、個人の人権意識は高まっていると考えられる。



第3章 計画の基本的考え方

● 基本理念

すべての人々が幸福な生活を営むために、人間としての尊厳に基づき、自分のもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うこと

※国連の「世界人権宣言」及び日本国憲法の精神にのっとり設定した第1次熊本市人権教育・啓発計画の基本理念を継承しています。

● 基本方針

一人ひとりの人権が尊重される豊かで暮らしやすい社会を実現するため、次の5つの方針を基に、人権教育・啓発を推進します。

① 市民参画と協働による人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが、人権意識の高揚に努めるとともに、それぞれの役割等を明確にし、市や行政機関等と連携し、創意工夫して市民参画と協働による人権教育・啓発に取り組みます。

② 人権尊重を基調とした施策の推進

市の施策や事業は、生活、福祉、教育、文化、経済等、広範多岐な分野にわたっており、人権尊重の理念が行政施策の基本であることを再認識し、この理念を基調とした施策や事業を推進していきます。

③ 人権感覚豊かな市職員の育成

職員一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、「人権問題の解決に向け自分の担当職務をとおしてどのようなことができるか」という視点から、自ら考え、自ら見直し、自ら行動する力を育ていくための研修をとおして人権感覚を磨き、育てていきます。

④ 関係機関等との連携強化

近隣自治体への情報提供の実施等、関係行政機関や民間団体・地域団体等との連携を強化し、情報の共有化、相談体制のネットワーク化、啓発事業の充実に努めます。

⑤ ヘイトスピーチへの迅速な対応と条例等の制定による差別の解消に向けた取組

ヘイトスピーチには国や県等の関係機関と連携して、事象の確認や研修会の開催等、迅速な対応を実施します。また、人権尊重が当たり前の地域社会の実現に向け、条例等の制定による差別の解消に取り組めます。

● 検証指標

検証指標	基準値 H30年度 2018	R5年度 2023	目標値 R9年度 2027
一人ひとりの人権が尊重されていると感じる市民の割合	43.5%	目標値 47.0% 実績値 37.3%	見直し前 55.0% 見直し後 47.0%
自分の人権が侵害されたことは「ない」と思う市民の割合	88.1%	目標値 92.0% 実績値 87.2%	見直し前 95.0% 検証指標から削除
日常において人権を意識している市民の割合	—	基準値 86.4%	90.0%

新規

